２０２６年6月２５日 制定

学校法人聖心女子学院

# 学校法人聖心女子学院における労働施策推進法第３３条に規定されるハラスメントに対する基本方針

## 1. はじめに

学校法人聖心女子学院（以下「本学院」という。）は、キリスト教の価値観に基づき、創立者である聖マグダレナ・ソフィア・バラの意志を受け継ぎながら、「学業と生活全般を通して、しっかりした知性、堅実な実行力、謙遜な心を育て、これが神への深い信仰に根をおろして、隣人愛に開花すること」を建学の精神としております。本学院は、常にこの精神の根本に立ち戻り、時代の要請を見つめ直し続けながら、教育・研究の実践に努めております。

今般、労働施策総合推進法の改正（2026 年 10 月施行）等により、いわゆるカスタマーハラスメントに対する方針の明確化が事業主に義務付けられます。本学院においても、健全な職場環境並びに教育・研究環境の維持及び向上を目的とし、また、これらの取り組みの推進等を図るため、学校法人聖心女子学院における「カスタマー」ハラスメントに対する基本方針を策定いたしました。
本学院は本方針に則り、社会通念上相当な範囲を超える要求や言動に対して教職員を守り、健全な教育・研究環境と職場環境を維持・向上するために、組織として毅然と行動いたします。」

## 2. 本学院における「カスタマー」ハラスメントの定義

**(1)　定義の要件**　本学院では、「カスタマー」ハラスメントについて、以下の①から③の要素をすべて満たすものと定義します。

① 本学院の教育研究等事業活動における関係者（児童、生徒、学生、受験生、およびこれらの保護者・家族・保証人、卒業生、寄付者、本学院主催イベントの参加者、施設利用者、研究連携・社会連携における関係者、取引先の関係者、近隣住民等、本学院の教育研究活動・事業活動におけるすべての利害関係者）による言動であること。

② 教職員が従事する職務の性質その他の事情に照らし、社会通念上許容される範囲を超えたものであること。

③ 教職員の就業環境または教育研究環境が害されるものであること。

**(2)　具体的な該当例**　本学院における「カスタマー」ハラスメントの具体例として、以下のような言動が考えられます。なお、これらはあくまで例示であり、これらに限定されるものではあり

ません。

・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言等）
・差別的な言動、または性的な言動
・対面、電話、メール、SNS 等、手段を問わず行われる長時間の拘束や、執拗な繰り返しによる過度な要求
・プライバシーの侵害や人格否定に関わる発言
・インターネット・SNS 上での誹謗中傷や業務妨害行為
・担当者の交代、謝罪、不当な処分、または金銭補償等の強要
・その他、社会通念上相当な範囲を逸脱した一切の迷惑行為

### 3. 本学院における基本方針

本学院は、児童、生徒、学生等に対する適切な教育環境の維持及び向上のため、また、教職員に対する安全配慮義務を尽くす観点から、上記関係者からのハラスメントを放置せず、組織として毅然と対処します。

本学院は、利害関係者の皆様からの正当なご意見、ご指摘、ご要望等に対しては、引き続き誠実に対応してまいります。

しかしながら、本学院は教職員の人格と尊厳を守るため、上記関係者からの言動がハラスメントに該当すると判断した場合は、以後の対応をお断り（または制限）させていただきます。さらに、悪質なケースや業務妨害に該当すると判断した場合は、弁護士や警察等の外部専門機関と連携し、法的措置を含めた厳正な対処を講じます。

さらに、本学院が設置している各学校において本件に関する方針が更に定められている場合、それにより対応することとなります。